

激変緩和検討のための基準額の試算と措置の方法について

1 試算の前提及び計算方法

- ① 保険給付費は、直近過去3年度の実績をベースに推計【3,982億円】
- ② 追加公費（1,700億円）のうち一部（1,200億円）を算入 ⇒ 本番では増加率が縮小
- ③ 改革による影響に着目して激変緩和措置の必要性を判定するため、市町毎に異なる一般会計繰入金、県調整交付金（2号分）、任意給付、保健事業費等を考慮しない額（基準額）で比較
- ④ 27年度（決算）と29年度（推計）の基準額（一人当たり）を比較 ⇒ 本番では28年度と30年度を比較

実際の保険料額とは異なる（実際の保険料額は納付金をもとに軽減分等を加味して市町が決定）

2 基準額（年額）の試算結果

市町名	基準額【一人当たり】 （円）		⑳-㉑ 2年分の 増加率 （%）	激変緩和措置		1年分の 増加率 （%）※
	㉑決算額を基に 算出した基準額	㉑推計の納付金を 基に算出した基準額		必要額【8年】 （千円）	期間 （年）	
赤穂市	108,749	134,173	23.4%	848,788	8	11.1%
佐用町	105,582	126,907	20.2%	209,408	7	9.6%
三田市	111,887	134,118	19.9%	1,043,570	7	9.5%
新温泉町	109,107	130,016	19.2%	159,603	6	9.2%
芦屋市	134,896	157,729	16.9%	732,677	5	8.1%
三木市	111,055	129,599	16.7%	559,562	5	8.0%
稲美町	110,209	128,584	16.7%	211,352	5	8.0%
福崎町	113,422	131,742	16.2%	107,240	5	7.8%
養父市	109,300	125,551	14.9%	103,751	4	7.2%
加東市	124,426	142,332	14.4%	144,140	4	7.0%
洲本市	109,186	124,816	14.3%	177,649	4	6.9%
小野市	122,909	140,421	14.3%	180,949	4	6.9%
淡路市	128,308	145,835	13.7%	189,476	3	6.6%
明石市	117,277	131,901	12.5%	559,766	3	6.1%
加古川市	114,527	126,755	10.7%	225,765	2	5.2%
篠山市	109,955	120,794	9.9%	18,031	1	4.8%
相生市	114,384	125,361	9.6%	12,327	1	4.7%
川西市	124,073	135,082	8.9%	31,160	1	4.3%
香美町	110,393	119,025	7.8%	-	-	3.8%
南あわじ市	132,424	142,740	7.8%	-	-	3.8%
西宮市	133,903	143,885	7.5%	-	-	3.7%
豊岡市	112,199	119,585	6.6%	-	-	3.2%
丹波市	123,672	129,665	4.9%	-	-	2.4%
宝塚市	132,061	137,093	3.8%	-	-	1.9%
加西市	130,770	135,271	3.4%	-	-	1.7%
猪名川町	117,457	120,986	3.0%	-	-	1.5%
神戸市	127,579	131,399	3.0%	-	-	1.5%
宍粟市	129,957	132,330	1.8%	-	-	0.9%
播磨町	116,743	118,752	1.7%	-	-	0.9%
伊丹市	129,318	131,300	1.5%	-	-	0.8%
高砂市	122,109	121,999	▲0.1%	-	-	▲0.1%
西脇市	137,029	136,070	▲0.7%	-	-	▲0.4%
たつの市	126,704	125,431	▲1.0%	-	-	▲0.5%
上郡町	118,123	116,081	▲1.7%	-	-	▲0.9%
多可町	131,170	128,675	▲1.9%	-	-	▲1.0%
尼崎市	132,014	129,449	▲1.9%	-	-	▲1.0%
姫路市	124,950	122,093	▲2.3%	-	-	▲1.2%
太子町	117,213	114,408	▲2.4%	-	-	▲1.2%
神河町	110,401	107,637	▲2.5%	-	-	▲1.3%
朝来市	128,554	119,526	▲7.0%	-	-	▲3.6%
市川町	134,692	121,553	▲9.8%	-	-	▲5.0%
県平均 又は合計	125,326	131,189	4.7%	5,515,215	-	2.3%

※ 国が示す方法により、1年分に置き換えた増加率（㉑-㉑の2年分の増加率の平方根により算出）

3 激変緩和措置の方法

- ① 措置対象 : 基準額（一人当たり）が、4%（※）以上増加する市町の4%を超えた部分を措置
（基準額の伸び：2.3%+解消幅 [一定]：1.7%）
※ 医療費の伸び程度に保険料の上昇を抑制
- ② 措置期間（見込） : 8年
- ③ 必要額（見込） : 約55億円
- ④ 財源（見込） : 約30億円（国・暫定措置）+約12億円（国・特例基金）+約13億円（県調交）

【激変緩和措置のイメージ】

